

久留米市では同一種目の福祉用具の再購入の基準を下記のとおりとします。

No.	再購入の理由	備考
1	福祉用具が破損し安全に使用できない場合 (故意又は誤った使用による破損ではないもの)	申請書に破損状態が分かる写真を添付し、福祉用具サービス計画書に破損部位を記載してください。 ※ <u>部品の交換による使用継続が可能な場合は部品購入をご検討ください。</u>
2	被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合	福祉用具サービス計画書に、前回購入日時点と今回購入日時点を比較してどのような身体状況等の変化があり、適切な福祉用具の利用ができなくなったか、及び再購入することでどのような改善が見込まれるか、を記載してください。
3	備考に記載する種目ごとの耐用年数もしくは製造元が規定する耐用年数を超えて利用しており、継続利用が本人にとって安全性、衛生面等から不適切と認められる場合	・腰掛便座・・・・・・・・・・・・・8年 ・入浴補助用具・・・・・・・・・・・・・8年 ・固定用スロープ・・・・・・・・・・・・・8年 ・簡易浴槽・・・・・・・・・・・・・6年 ・自動排泄処理装置の交換可能部品・・・5年 ・歩行器・・・・・・・・・・・・・5年 ・歩行補助つえ・・・・・・・・・・・・・4年 ・移動用リフトのつり具の部分・・・・・・3年 ・排泄予測支援機器・・・・・・・・・・・・・製造元が規定する耐用年数に準ずる ※ <u>福祉用具サービス計画書に継続利用が本人にとって不適切である理由を記載してください。</u>
4	大雨等の災害により福祉用具を汚損・紛失等し、罹災証明書の提出があった場合	申請書に罹災証明書のコピーを添付し、福祉用具サービス計画書に汚損・紛失等、福祉用具継続利用不可の事由を記載してください。
5	上記以外の場合	給付可能かどうか個別に判断します。給付対象外のケースもございますので 必ず購入する前に久留米市に相談をして下さい。